

同旨発表：経済産業省、環境省、
日野自動車（株）

令和4年8月2日
自動車局
審査・リコール課
総合政策局
公共事業企画調整課

日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為について

本日、日野自動車より、同社における排出ガス・燃費性能試験における不正行為について、同社の調査結果の報告を受けました。

この報告の中で、3月4日に報告があった以外にも、過去に生産していたものを含め、トラック・バス用エンジン及び建設機械等向けのエンジンについて、型式指定申請時に不正行為等があった旨、一部は排出ガス基準や燃費のカタログ値を満たしていない旨の報告がありました。

型式指定申請において不正を行うことは、自動車及び建設機械等のユーザーの信頼を損ない、かつ、自動車認証制度の根幹を揺るがす行為であり、今回更なる不正行為が明らかになったことは極めて遺憾です。

国土交通省としては、道路運送車両法の下で、日野自動車に対して更なる調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処して参ります。

また、該当エンジンを搭載した建設機械を製造・販売した建設機械メーカーに対しては、オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応を行うよう指導しました。

1. 日野自動車からの報告概要

(1) 同社の特別調査委員会の調査等により、個別エンジンについて以下が判明。

- ① 現行生産エンジン14機種のうち12機種について、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
⇒ うち4機種（うち建設機械等用3機種）は基準不適合、うち8機種（うち建設機械等用4機種）は基準適合
- ② 生産終了エンジンについて、燃費試験、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
⇒ 燃費性能については、うち4機種がカタログ値に未達、うち5機種がカタログ値は達成
⇒ 排出ガス性能の基準適合性は、多くの機種を対象に調査を継続中

(2) 同社は、基準不適合が判明したエンジン及びそれを搭載した車両の生産を自主的に停止した。

(3) 同社は、特別調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、再発防止策を徹底していく。

(4) 平成28年4月の国交省による排出ガス・燃費試験の実態に関する報告徴収に対し、問題ないとした報告は、虚偽報告

2. 国土交通省の対応

- (1) 同社の報告を踏まえて、以下のとおり指導を行った。
- 日野自動車に対し、基準不適合のエンジンを搭載した使用過程車に関し、速やかにリコールを行うよう、また、自動車のユーザーや建設機械等メーカーへの丁寧な説明や対応に努めるよう指導
 - 日野自動車に対し、基準に適合しているエンジンでも、不正が判明したものについて、出荷を停止するよう指導
 - 建設機械メーカーに対し、該当エンジン搭載済みの建設機械について、オフロード法の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応や説明に努めるよう指導
- (2) 今後、日野自動車に対し、速やかに調査を実施し、不正行為等の事実確認、再発防止策の実施状況の確認等を行い、厳正に対応する。

(問い合わせ先)

道路運送車両法・日野自動車関係について；

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、真下、衣本

代表：03-5253-8111（内線 42302、42303） 直通：03-5253-8595

F A X：03-5253-1640

本事案における建設機械関係について；

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 岩崎、隅蔵、須山

代表：03-5253-8111（内線 24514） 直通：03-5253-8271

F A X：03-5253-1556